

3年間にわたり、「ノーマライゼーションへの道程」と題して、わが国の障害者福祉のあり様を敷衍してきた。とりわけ、福祉のまちづくりの事例を通して障害者を取り巻く社会の現状と課題を明らかにし、加えてデンマークでの調査報告で両国の違いも検証した。海外事例の結果も踏まえて連載の総括をしたい。

### 戦後の障害者福祉の動向

戦後制定された「日本国憲法」の第25条において保障された生存権の具現化を目標に身体障害者福祉法をはじめとする様々な法律により、障害者福祉の枠組みは確立されている。当初、障害者施策が目標としたのは「更生と保護」であり、わが国の資本主義社会の動きと連動して障害者福祉は発展してきた。

そのなか、障害者の定義なども時代と共に変化し、1981年の国際連合の「国際障害者年」以降、人々の智慧を結集した新たな人間観として障害を捉えるようになっていく。障害の問題は人生を歩むすべての人間にとって関わりのある問題という視点である。人間の誕生から人生の最期を全うする一生において、障害(心身の不調など)は決して「異常」(abnormal)なことではなく、生きていくなかでむしろ「普通」(normal)のことなのである。

“障害者”と呼ばれる者は、種々の問題も障害のある個人の問題として帰結されてしまいがちである。しかし、障害者個人に問題があるのではなく、社会の構造的所為によって物理的、環境的不適応を余儀なくされ、その結果「障害者」といわれる側に追いやられているのである。その問題提起をしたのが国際障害者年であった。その後一連の国際的な動きのなかで障害観も変容し、今では社会の問題とし認識されるようになっていく。

また、従来の「障害者と健常者」という言葉の対比による差別化、差別化ではなく、障害者も一人の人間であり、誰も人間としての幸福を願い、その自己実現に向けての存在である。人間は一人ひとり、すべて違いがあるのが自然である。障害のある者もない者も同じ人間であり、その存在において何ら優劣のあるものではない。一人ひとりの人間の生き方を尊重し、その生き方の個性を尊重する社会こそが本来の社会のあり方(ノーマライゼーション)であり、障害者問題もその視点に立つての専門性、主体性のある取組みでなければならない。そのためには、障害者の自己実現が可能となる社会のあり方、都市構造がまず求められる。それを具体化した一つの事例が福祉のまちづくりなのである。

### 福祉のまちづくり

福祉のまちづくりの歴史は、1964年の東京パラリンピックを契機としている。重度の障害当事者の内発的な発露により、障害者の存在を社会へ知らしめるべく顕在化した当事者運動として生まれ、今日まで展開してきた。

わが国のまちづくりは、戦後の日米経済関係を軸とした資本主義再構築による高度経済成長期の流れを背景に大量輸送、都市計画、都市交通計画が積極的に推進されていた。しかし、その社会構造が障害者を閉め出す都市構造となっており、障害者の問題が社会問題化したことが今日の福祉のまちづくりのきっかけとなっている。

1970年代に始まった福祉のまちづくり運動は、車いすの当事者が中心となり社会運動となった。障害者の社会参加を目標

とするまちづくりであり、具体的には車いすトイレの設置からスタートしている。こうした当事者運動により、環境整備の重要な認識を政府、地方公共団体、交通事業者に改革を促し、社会変革運動となったのである。その結果が今日のまちづくりの各種法律、制度制定へと繋がっている。

### 福祉のまちづくりの現状と課題

障害当事者の生活権拡大運動を緒として展開した福祉のまちづくりは、わが国の高齢社会の到来を迎える時代背景のなかで誰もが使えるユニバーサル施設づくりを目標に1990年以降、ハートビル法、各都道府県における住み良い福祉のまちづくり条例、交通バリアフリー法、バリアフリー法等で具体的数値基準を定め義務化している。

現在、「Society for All」を目標にすべての人の社会参加を考慮した、誰もが利用できる共用的施設を意義とする施設を目指している。

具体的には、公共施設に対するバリアフリー化を義務づけ、「どんな人でも公平に使える」とするユニバーサルデザインの原則を基本としている。

設置基準は建築床面積が2,000㎡以上となっており、それ以下の建築物については、それを補完する各都道府県の福祉のまちづくり条例が存在し、その基準は500㎡以上となっている。

しかし、障害者の地域での自立生活の基本的要素となる衣食住に関わるすべての施設がバリアフリー化されているわけではない。まだまだ「点」としての存在である。

また、ユニバーサルデザイン化の本来の意義である「すべての人々が共生する場」とする趣旨が浸透せず、「誰もが公平に使えること」というユニバーサルデザインの原則が、みんなが使える施設だからと人々に理解されることにより、その施設を一番必要とする車いす当事者が使えないという問題が生起している。ユニバーサルデザイン化した障害者用の施設もみんなが使えるのだと強調され、そのことにより施設利用においての本質が曖昧となり、何のための施設、誰のための施設であるのかが人々に理解されていないのである。

特に本稿で事例にあげた障害者用駐車場については、

- 1) 利用対象者は車いす使用者とし、その駐車施設を1カ所以上設けること。
- 2) 幅は3.5 m以上とすること。
- 3) 車いす用駐車施設の表示をすること。

と法律で明示されているにもかかわらず、現場では施設利用対象者はすべての人が使えるというものから、障害者、高齢者と限定するものなど様々であり、統一されていない状況である。施設本来の存在意義と運用面の実態がかなり曖昧になっており、このことが駐車場の適正利用を阻む原因となっている。

障害者の社会参加を保障する一つの目標として、障害当事者運動で福祉のまちづくりが始まり、わが国の社会状況と連動する形で今日まで展開してきた。しかし、これはノーマライゼーションの理念に基づく障害者の全人格的復権を目指す、重要な障害者福祉の原点としてのまちづくりであり、その意義は今も変わることはない。